

児童福祉施設等に係る基準省令の改正状況(令和5年度改正分)

	省令の名称	改正の概要	施行日	対応する条例の名称	条例改正の考え方・対応	担当課
1	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和5年内閣府令第72号)	・自立支援計画策定に係るこどもの意見聴取 改正児童福祉法第33条の3の3において、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置(以下、「意見聴取等措置」という。)を行う規定を新設したことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時においても、同様に意見聴取等措置を行う旨の規定を設ける。	令和6年4月1日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例	改正しない	子ども育成課
2	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令(令和6年内閣府、文部科学省令第1号)	・幼保連携型認定こども園における職員配置基準の見直し 従来の職員配置基準は、【満3歳以上満4歳未満児】20:1、【満4歳以上児】30:1となっていたが、安心してこどもを預けられる体制を整備するために、【満3歳以上満4歳未満児】15:1、【満4歳以上児】25:1に改正する。 なお、改正後の基準を適用することで、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、従来の基準が適用される経過措置を設ける。	令和6年4月1日	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)	・保育所及び小規模保育事業所A型等における職員配置基準の見直し 従来の職員配置基準は、【満3歳以上満4歳未満児】20:1、【満4歳以上児】30:1となっていたが、安心してこどもを預けられる体制を整備するために、【満3歳以上満4歳未満児】15:1、【満4歳以上児】25:1に改正する。 なお、改正後の基準を適用することで、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、従来の基準が適用される経過措置を設ける。	令和6年4月1日	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課
4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示(令和6年内閣府、文部科学省告示第1号)	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置基準の見直し 従来の職員配置基準は、【満3歳以上満4歳未満児】20:1、【満4歳以上児】30:1となっていたが、安心してこどもを預けられる体制を整備するために、【満3歳以上満4歳未満児】15:1、【満4歳以上児】25:1に改正する。 なお、改正後の基準を適用することで、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、従来の基準が適用される経過措置を設ける。	令和6年4月1日	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	改正しない	保育幼稚園指導課

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）

新	旧
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （自立支援計画の策定） 第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入 所中の個々の母子について、<u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> （関係機関との連携） 第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （自立支援計画の策定） 第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入 所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立 を支援するための計画を策定しなければならない。 （関係機関との連携） 第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）

新	旧																				
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 （職員の数等） 第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 （職員の数等） 第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td><td>おおむね<u>二十五</u>人につき一人</td></tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td><td>おおむね<u>十五</u>人につき一人</td></tr> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td><td>おおむね六人につき一人</td></tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td><td>おおむね三人につき一人</td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五</u> 人につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五</u> 人につき一人	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td><td>おおむね<u>三十</u>人につき一人</td></tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td><td>おおむね<u>二十</u>人につき一人</td></tr> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td><td>おおむね六人につき一人</td></tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td><td>おおむね三人につき一人</td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね <u>三十</u> 人につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十</u> 人につき一人	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
園児の区分	員数																				
一 満四歳以上の園児	おおむね <u>二十五</u> 人につき一人																				
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>十五</u> 人につき一人																				
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																				
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																				
園児の区分	員数																				
一 満四歳以上の園児	おおむね <u>三十</u> 人につき一人																				
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね <u>二十</u> 人につき一人																				
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人																				
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人																				

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）

備考 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。	備考 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。
4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭	4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
三 事務職員	三 事務職員

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）

新	旧
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （職員） 第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>十五</u>人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>二十五</u>人につき一人以上とする。ただし、保育所一つき二人を下ることはできない。 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （職員） 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （職員） 第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね<u>二十</u>人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね<u>三十</u>人につき一人以上とする。ただし、保育所一つき二人を下ることはできない。 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （職員） 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）

一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五</u>人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十</u>人につき一人（法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
--	---

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）

一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五</u>人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね三人につき一人	一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十</u>人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね三人につき一人
--	---

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五</u>人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十</u>人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。 （職員） 第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人
---	--

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>十五</u>人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>二十五</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね<u>二十</u>人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね<u>三十</u>人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。
---	--

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）

新	旧
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 第二 職員配置 一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>十五</u>人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>二十五</u>人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 第二 職員配置 一 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>二十</u>人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>三十</u>人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。